

第6号議案

文京区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年1月15日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

文京区立学校設置条例の一部を改正する条例

文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）の一部を次のように改正する。
別表一の部文京区立後楽幼稚園の項中「東京都文京区後楽一丁目七番七号」を「東京都文京区後楽一丁目七番二
十二号」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

文京区立学校設置条例（昭和三十四年条例第十三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区立学校設置条例 昭和三十四年四月一日条例第十三号 <u>付 則</u> <u>この条例は、令和八年四月一日から施行する。</u> <u>別表</u> <u>一 幼稚園</u> <u>【別記1 参照】</u>	○文京区立学校設置条例 昭和三十四年四月一日条例第十三号 <u>（新設）</u> <u>別表</u> <u>一 幼稚園</u> <u>【別記1 参照】</u>

【別記1】

改正後（案）

名称

（略）

文京区立後楽幼稚園

（略）

所在地

（略）

東京都文京区後楽一丁目七番二十二号

（略）

現行

名称

（略）

文京区立後楽幼稚園

（略）

所在地

（略）

東京都文京区後楽一丁目七番七号

（略）